

溶接ヒュームの濃度測定

以下の事項に当てはまる場合は
溶接ヒューム濃度測定を行う必要があります

金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場において

- ・ 溶接ヒューム濃度測定が未実施である作業場
- ・ 金属アーク溶接等作業の方法を新たに採用しようとするとき
- ・ 金属アーク溶接等作業の方法を変更しようとするとき
- ・ 換気装置の風量増加やその他の
環境改善のための措置を講じ効果確認をするとき

※屋外作業場や、毎回異なる屋内作業場での作業は、溶接ヒューム濃度測定義務の対象外です
(但し、特定化学物質障害予防規則等に基づく健康障害防止措置は義務付けられています)

溶接ヒューム濃度測定

【測定方法】

- ・ ばく露される溶接ヒュームの量がほぼ均一であると見込まれる作業ごとに2名以上の労働者に対して行います。(対象が1名の場合は2作業日以上で行う)
- ・ 対象の作業者に小さな機材を装着していただき、呼吸域付近の空気を吸引して採取します。
- ・ 採取時間は労働者が金属アーク溶接等作業に従事する全時間です。(一連の準備、研磨、片付け等も含む)

《測定後の対応》

基準：マンガン濃度として $0.05\text{mg}/\text{m}^3$

基準以上の場合

換気装置の風量の増加、その他必要な措置

溶接方法や母材、溶接材料等の変更による低減、
集じん装置による集じん、移動式送風機による送風を含む

再度、溶接ヒューム濃度測定

測定結果に応じた有効な呼吸用保護具の選定・着用

面体を有する呼吸用保護具を使用させる場合 1年以内毎に1回フィットテスト実施
(2023年4月～義務付け)

基準を下回る場合

または同一事業場の類似の溶接作業場において、濃度測定の結果に応じて十分に措置内容を検討し、当該対象作業場においてその措置をあらかじめ実施している場合

※当センターではフィットテストも行っています。

溶接ヒュームの測定に関するご相談は



一般財団法人

上越環境科学センター

個人サンプリング法実施登録機関 (登録番号 15-5)
個人サンプリング法資格者 複数名在籍

〒942-0063 新潟県上越市下門前 1666 番
TEL : 025-543-7664 FAX : 025-543-7882
URL : <https://jo-kan.or.jp>
E-mail : (総合) info@jo-kan.or.jp

お問い合わせ窓口：業務課 又は 検査二課